

オンライン診療受診施設を設置した皆様へ

～医療法等の届出手続きについて～

1 設置届、変更届等の副本

設置届、変更届等の「副本」は、届出等を行った証となる書類です。大切に保管してください。

2 届出事項の変更手続き

(1) 届出事項を変更した場合は、変更後 10 日以内に届出をしてください。

変更事項	届出方法	来所	郵送 (注2)	オン ライン
設置者の住所、氏名 (例：転居や改姓) ※法人である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地		○	○	×
オンライン診療受診施設の名称		○	○	×
敷地の面積及び平面図		○	○	×
建物の構造設備及び平面図 (注1)		○	○	×
定款、寄附行為又は条例 ※設置者が法人である場合		○	○	×

注1 構造設備を変更する場合は、事前にご相談ください。

注2 ・保健所において原本照合が必要な手続きは、郵送、オンラインでの提出ができません。

- ・書類に不備がある場合、受付や処理に時間を要することがあります。
- ・郵送やオンラインでの受付が可能としている手続きであっても、届出内容や添付書類の状況により、来所でのお手続きをお願いすることがあります。

(2) 郵送での手続きにおける注意事項

- ・書類は2部ずつ下記問い合わせ先に提出してください。
- ・副本を交付しますので、郵便料金分の切手を貼付し、返信先（オンライン診療受診施設設置等の所在地）を記載した封筒を書類と一緒に提出してください。
- ・保健所から電話で連絡することがありますので、必ず御担当者様の連絡先をお知らせください。
- ・診療所等の廃止や休止の手続きは、保健所に来所していただく必要があります。

(3) 添付書類

変更事項	添付書類
設置者の住所、氏名	なし ※設置者が個人の場合の氏名変更では、戸籍抄本等（氏名を変更したことが分かるもの）により確認を行うことがあります。 ※設置者が法人の場合、登記事項証明書、定款等を確認することがあります。
オンライン診療受診施設の名称	なし
敷地の面積及び平面図	変更前後の図面
建物の構造設備及び平面図	・変更前後の図面 ・（オンライン診療受診施設向け）基準等遵守の確認をするためのチェックリスト
定款、寄附行為又は条例	定款等の写し

3 廃止・休止・再開

廃止・休止・再開した時は 10 日以内に届出をしてください。

郵送、オンラインでの提出はできません。

4 新たに新規設置の手続きが必要となる場合

- ・設置者が変わる場合（例：個人開設から法人開設へ変わる場合、個人開設における事業継承の場合）
- ・設置の場所が変わる場合（例：移転）

問い合わせ先 東京都南多摩保健所 管理課 保健医療担当
電話 042-371-7661
〒206-0025 多摩市永山 2-1-5 令和8年4月作成